



## 公告

県営野下原2号地区緊急耐震工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年8月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営野下原2号地区緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和元年8月6日から令和元年9月3日まで
- 3 縦覧の場所  
須坂市役所

農地整備課

## 正 誤

令和元年7月16日付長野県条例第3号「長野県県税条例等の一部を改正する条例」中

ページ	行(箇所)	誤	正
4	下から14	条例の一部を改正する条例	条例

税務課